

□住宅性能証明 申請に必要な書類

(基準等の詳細は「住宅性能証明書の発行業務要領」を参照願います。)



■申請時(正:1部)			
	通常の申請	設計評価書等活用の場合 ^{※1}	建設評価書等活用の場合 ^{※2}
1. 住宅性能証明書審査申請書 および 委任状	○	○	○
2. 設計内容説明書	○	×	×
3. 設計図書 ・付近見取り図 ・配置図 ・仕様書 ・各階平面図 ・立面図 ・断面図又は矩計図 ・その他審査に必要な書類(計算書等) ・構造図一式<耐震性の場合> ・申請住戸に関する図面<共同住宅の場合> ・ 確認済証又は検査済証^{※1}	○	○ 評価時に用いられた図書 (左記のうち、構造・温熱計算書は不要)	○ 評価時に用いられた図書 (左記のうち、「付近見取り図」および「平面図、立面図」等で、現場検査時に現況と外観に変更のないことが確認できるもの ^{※3} 。)
4. 評価書等の写し	×	○	○

※1:「住宅の新築又は新築住宅の取得」において、省エネ性を選択する場合、建築確認済証又は検査済証の提出

■現場検査時(1部)			
1. 現場審査依頼書	○	○	○
2. 施工関連図書 提示 ※隠蔽部の工事記録、施工写真等で該当する基準への適合が確認できるもの。 (目視確認できる部分は不要。)	○	○	×
3. 検査済証の写し 提出	「住宅の新築」「新築住宅の取得」で本制度における竣工時検査を実施しない場合のみ必要		

■証明書の発行までに「登記簿に記載された所在地及び家屋番号」を書面にて申告が必要です。

- ・申請時に決定している場合→住宅性能証明書審査申請書に記載
- ・申請時に未定の場合
→「所在地及び家屋番号通知書」(HP参照)または「所在地及び家屋番号が確認できる書類(登記事項証明書等)」の提出。

※1 設計住宅性能評価書等で、該当する基準への適合が確認できるものを活用する場合。

※2 建設住宅性能評価書(既存住宅の家屋取得日が交付日から2年を超えるもの)もしくは、新築時に取得したフラット35S適合証明書で、該当する基準への適合が確認できるものを活用する場合。

※3 評価時に用いられた図書と同一であれば、竣工図等でも可。

□お問い合わせ先

日本ERI株式会社 住宅評価本部 評価企画部 TEL:03-5775-2407

・個別のお問合せは最寄りの各支店にご連絡ください

・申請書類を最寄りの各支店に送付する際には、連絡先(電話番号・メールアドレス等)を明記したものを添付して下さい。